

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職 種 の 概 要	<p>保育所保育士（日々雇用）</p> <p>産休・育休職員等の代替となる人員を確保する目的で設置する職であり、市内各公立保育所で乳幼児等の保育にかかわる業務全般（書類作成等を含む）を担います。</p>
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：若干名
申 込 受 付 期 間	<p>令和6年3月11日（月）午前8時30分から</p> <p>令和7年1月24日（金）午後5時15分まで</p> <p>※人員が充足次第、受付を終了します。ただし、年度途中に当該職の欠員等が生じた場合、再度募集を行うことがあります。</p>
業 務 内 容	市内各公立保育所で乳幼児等の保育にかかわる業務全般（書類作成等を含む）
受 験 資 格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度中において選考後速やかに日々雇用登録可能である人 2 保育課から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間30分まで）の勤務が可能である人 3 保育士の資格を有する人若しくは令和6年4月1日までに資格を取得する見込みの人 <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 資格証（写し） 受験資格3を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。 ※資格の取得見込の人は、取得見込であることを確認できる書類（資格試験の受験票等）の写しを提出してください。 2 提出方法・期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（保育所保育士（日々雇用）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
試 験	<p>面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）</p> <p>※日時・場所については、受験申込者に別途連絡します。</p>

審査・合格～登録	審査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和7年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。 ※保育士資格の取得見込を要件として受験した人が所定の資格を取得できなかった場合は、日々雇用資格を失います。
任用	繁忙期や業務量等を考慮し、常勤職員（又は当該職の職員）が休暇や出張等により不在となり、代替職員が必要となった場合や、緊急的な業務が発生した場合等において、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。任用の際は、保育課から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。	
個人情報の取扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。なお、配属先が決定した後、履歴書（申込書）の写しを各保育所長へ提供します。	
主な勤務条件	登録期間	一会計年度を超えない範囲（最長で令和7年3月31日まで） ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市内の各公立保育所 (川地・和田・田幸・神杉・粟屋・川西・酒屋・君田・布野・さくぎ・吉舎・敷地・三良坂・みわ・こうぬ)
	勤務時間	1日につき7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間30分までの間で、保育課から勤務を依頼した期間 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	なし
	休暇制度	なし
	給料・報酬	(福祉職給料表1-21号給) 日額9,834円(時間単位で勤務する場合:1,269円)
	手当制度	時間外勤務報酬, 通勤手当相当費用弁償ほか
	福利厚生	災害補償
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
分限・懲戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定が適用されます。	
申込・問合せ先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市子育て支援部保育課保育係(市役所東館2階) TEL 0824-62-6147 FAX 0824-62-6300 受付時間:月～金曜日の8:30～17:15(祝日を除く)	

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。